

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十六号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年三月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（会計年度任用職員に関する特例）

第三条 任命権者は、地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前二条の規定にかかわらず、別に定めることができる。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。